

退会時の会費の清算及び除籍等に関する取扱規準

この規準は、入退会等の手続規程（以下、規程という）第5章除籍及び復籍（第11条～第20条）に規定する退会時の会費の清算及び会費未納による除籍及び復籍並びに退会に関する取扱について必要な規準を定める。

第1章 会費の納入及び退会時の会費の清算

〈1〉 会費の納入及び清算並びに除籍等に関する定義

- 1 「会費」とは、入会金、年会費、月割年会費、臨時会費の総称をいう。
- 2 「月割年会費」とは、年会費を12分した月割額（1円未満切捨て）に月数を乗じたものをいう。
- 3 「月割額」とは、2010年4月1日以降、現行の年会費を改定するときまで次の通りとし、年会費の改定があったときは改定した金額で再計算するものとする。
正会員：666円（8,000/12）
準会員：833円（10,000/12）
- 4 「未納者」とは、会費を7月末日までに納入しない者をいい、「既納者」とは7月末日までに会費を納入した者をいう。
- 5 「催告」とは、未納者に督促状を送付して会費の納入を催促する旨を告げることをいう
- 6 「未清算者」とは、催告を受けた未納者が退会届を提出し8月末日までに月割年会費を清算納入しない者をいう。
- 7 「被除籍通告者」とは、理事会が、催告を受けてなお会費を納入しない未納者又は未清算者を除籍する旨の決議をして除籍を通告した者をいう。
- 8 「被除籍者」とは、被除籍通告者が20日間の猶予期限内に復籍又は退会の手続きを執らなかつたとき、理事会が除籍を決議し、除籍が確定した者をいう。

〈2〉 退会時の会費の清算

退会する時期と納入する会費の取扱いは、次の通りとする。

- 1 新年度開始日から定時社員総会の開始日迄に退会届を提出して退会するときは、前年度内の退会として新年度分の会費の納入を要しない。ただし、退会届は書面によるものとし、口頭での退会の表明は善意の第三者が確認できないため、退会届の提出とはならない。
- 2 第2章〈1〉の催告を受けた未納者が退会届を提出して退会するときは、月割年会費及び期間中に賦課された臨時会費があるときはその全額を納入して清算するものとする。
- 3 既納者が任意退会するときは、退会時期にかかわらず会費を返還しない。

第2章 除籍通告の手続と取扱い

〈1〉 督促状の送付

会計担当執行理事及び出納員（以下、会計担当者という）が、未納者を記載した会費未納者名簿（以下、未納者リストという）を作成し、未納者に督促状（書式-4）を送付して会費の納入を催告する。

〈2〉 催告後の手続と取扱い

- 1 催告を受けた未納者が、8月末日までの猶予期限（以下、手続期限という）までに会費を納入したときは、通常の納入があったものとみなす。
- 2 催告を受けた未納者が、退会届を提出し、手続期限内に月割年会費を清算納入したときは、通常の退会手続とみなし会長が退会届を受理し退会とする。
- 3 催告を受けた未納者が、手続期限内に会費の納入を延滞する止むを得ない事由を述べて会費納入の猶予を求める申出をし、会長がその申出を承諾したときは会費の納入を猶予し除籍を留保する。この場合において、会長は理事会にその旨を報告する。
- 4 催告を受けて、手続期限内に会費の納入若しくは退会の手続きを執らない未納者を記載した除籍対象者名簿（以下、除籍リストという）を作成し、当該未納者の除籍の手続きを開始する。

〈3〉 除籍の手続とその通告

- 1 催告を受けた未納者が、手続期限内に会費を納入しないときは、理事会が会費未納による除籍を決議し、除籍通告書A(書式-5-1-A)を送付して通告する。
- 2 催告を受けて退会届を提出した未納者が、手続期限内に月割年会費を清算納入しないときは、退会届を受理せず理事会が会費未清算による除籍を決議し、除籍通告書B(書式-5-1-B)を送付して通告する。
- 3 除籍通告書には、この除籍通告書の発行日から20日間の手続期限内に復籍若しくは退会の手続を執ることに より、復籍若しくは退会とする旨及びこの手続を放棄したときは除籍が確定する旨を記し、除籍の回避を勧告する。

第3章 除籍通告後の手続とその取扱い

〈1〉 被除籍通告者を「復籍」とする手続とその取扱い

1 復籍の申込み

被除籍通告者が、除籍を回避して入会の継続を希望するときは、手続期限内に未納会費を納入し、所定の復籍申込書(書式-6)を会長に提出して復籍の申込をする。ただし、納入を延滞する止むを得ない事由があるときは、その旨を申し述べて納入の猶予と復籍を申し込むことができる。

2 復籍の承認とその通知

会長が復籍申込書を受理したときはその旨を理事会に諮り、理事会が復籍の承認と除籍リストから削除する旨の決議をして復籍とする。この場合において、復籍承認通知書(書式-7)を送付してその旨を本人に通知する。

3 除籍取消の申立による復籍

被除籍者が、規程第19条の除籍取消の申立をし、同第20条第1項及び第2項により理事会が申出を承諾して復籍を承認し除籍リストから削除する旨の決議をして復籍とする。

〈2〉 被除籍通告者を「退会」とする手続とその取扱い

1 第2章〈3〉の1項の会費未納による被除籍通告者が、同4項の手続期限内に退会届を提出して会費を清算納入したときは、会長が退会届けを受理して理事会に諮り、理事会が退会を承認し除籍リストから削除する旨の決議をして退会とする。この場合において、退会承認通知書(書式-8)を送付してその旨を本人に通知する。

2 第2章〈3〉の2項の会費未清算による被除籍通告者が、同4項の手続期限内に会費を清算納入したときは先に提出した退会届を受理し、理事会が退会を承認し除籍リストから削除する旨の決議をして退会とする。この場合において、退会承認通知書(書式-8)を送付してその旨を本人に通知する。

3 除籍取消の申立による退会

被除籍者が、規程第19条の除籍取消の申立をして退会届を提出し、同第20条第1項及び第2項により理事会が申出を承諾して退会を承認し除籍リストから削除する旨の決議をして退会とする。

〈3〉 被除籍通告者の「除籍」を確定する手続とその取扱い

1 被除籍通告者が、手続期限内に除籍通告後の手続を放棄したときは、理事会が先にした除籍の決議が発効し除籍が確定する。

2 退会届を提出した被除籍通告者が、手続期限内になお会費の清算納入をしないときは、理事会が除籍を決議して除籍が確定する。この場合において除籍再通告書(書式-5-2)を送付して除籍を再通告する。

第4章 除籍取消の申立て手続とその取扱い

〈1〉 除籍取消の申立て手続

1 被除籍者が、規程第19条第1項により除籍の取消を申し立てるときは、規程同条第2項により、所属する支部の支部長に口頭若しくは書簡等で行うものとする。

2 支部長が申立てを受け付けたときは、事情を聴取した上で申立てに理があると認めるときはその内容を書面にして会長に報告する。

3 会長は、臨時理事会を招集して支部長が報告した除籍取消の申立てを理事会に付議する。

〈2〉 除籍取消申立ての取扱

1 理事会は、〈1〉の第3項の申立て内容の諾否を裁決し、承諾する旨の裁決をしたときは当該申立てを承認する決議をして当該申立て人を除籍リストから削除し、不承諾を裁決したときは当該申立てを却下する。

2 前項により、復籍を承認する決議をしたときは、復籍承認通知書(書式-7)を以ってその旨を本人に通知し、退

会を承認する決議をしたときは、退会承認通知書(書式-8)を以ってその旨を本人に通知する。

第5章 会費納入・除籍・復籍に関する手続の手順とその取扱い

この章は、第2章から第4章に定めた会費未納者に対する催告に始まり除籍及び復籍に至る一連の手続きを、合理的かつ円滑に執行する手順の詳細を時系列で示し、取扱いの規準とする。

< Step1 : 毎年度7月に行うこと >

<1> 機関誌による注意喚起

機関誌に、年会費の納入期限が7月31日であることの告知を掲載し、注意を喚起する。

<2> 未納者リストの提出

7月中旬、会計担当がその時点の未納者リストを作成して理事会に報告し、支部推薦理事は支部長に連絡する。

< Step2 : 毎年度8月に行うこと >

<1> 督促状の送付

8月中旬、会計担当がその時点の未納者リスト記載者に対し、次の事項を記した督促状(書式-4)を送付して納入を催告する。

- ・ 7月末日に於いて会費が未納であること
- ・ 納入猶予期限が8月末日であること
- ・ 猶予期限内に、未納会費の納入若しくは納入を延滞する止むを得ない事由による納入猶予の申立て又は退会の手続を執らないときは、除籍となること

<2> 督促状の送付作業中の取扱

- 1 督促状送付の作業中に未納者から会費の納入若しくは延滞するやむを得ない事由による納入猶予の申立て又は退会届の提出があったときは、当該会員を未納者リストから削除して前項の督促状を送付しない。この場合において会計担当はその旨を理事会に報告する。
- 2 前項の未納者からの手続が督促状の送付直後にあったときは手続き中の時差として取扱い、未納者リストから削除する。この場合において会計担当はその旨を理事会に報告する。

< Step3 : 毎年度9月に行うこと >

<1> 除籍リストの作成

会計担当は、9月中旬までに除籍該当者を記載した除籍リストを作成して理事会に報告し、支部推薦理事は支部長に対して必要な連絡及び適切な指示を行う。

<2> 理事会への付議

会長は、9月下旬に招集する定時理事会において、会計担当が報告した除籍リスト記載者の除籍を付議し、理事会が会費未納者として除籍する旨の決議をする。

<3> 除籍通告書等の送付

- 1 会長は、前項の除籍を決議した未納者に対し、速やかに除籍通告書A(書式-5-1-A)又は除籍通告書B(書式-5-1-B)を送付して除籍を通告する。
- 2 除籍通告書には、除籍通告書発行日の20日後を期限とし、復籍の手続き若しくは退会の手続を執ることを勧告する旨を記し、復籍申込書(書式-6)を添えるものとする。
- 3 除籍通告書等の送付作業中に会費の納入若しくは退会届の提出又はやむを得ない事由による会費納入猶予の申立てがあった未納者については、除籍通告の執行を留保し除籍通告書を送付しない。
- 4 前項の未納者からの手続が、除籍通告書の送付直後にあったときは手続き中の時差として取扱い、除籍通告及び送付済みの除籍通告書の執行を留保する。

< Step4 : 毎年度10月に行うこと >

<1> 理事会の招集と取扱いの裁決

会長は、被除籍通告者に猶予した手続期限の10日後を目処に臨時理事会を招集し、除籍通告後の取り扱いを裁

決して次の事項を決議する。

- (1) 手続期限内に復籍手続きをした被除籍者の復籍を承認する旨
- (2) 手続期限内に所定の手続を放棄した被除籍者の除籍を確定する旨
- (3) <Step3>の第<3>項3及び4の手続作業中の時差により除籍通告の執行を留保した被除籍者に対する取扱い。
 - 一 会費の清算納入をした被除籍者を除籍リストから削除して復籍を承認する旨
 - 二 退会届を提出し会費の清算納入をした被除籍者を除籍リストから削除して退会を承認する旨
 - 三 やむを得ない延滞事由の申立ての諾否の裁決とその後の取扱い
- (4) 手続期限内に退会届を提出して会費の清算納入をした被除籍通告者の退会届を受理し、除籍リストから削除して退会を承認する旨
- (5) 手続期限内に退会届を提出し、なお会費の清算納入をしない被除籍通告者の除籍を確定する旨

<2> 裁決結果の通知及び通告

会長は、臨時理事会の終結後遅滞なく復籍を承認した者にはその旨を記した復籍承認通知書(書式-7)を送付して通知し、前項(5)の除籍を確定した者には除籍再通告書(書式-5-2)を送付して通告する。

<3> 被除籍者の除籍取消申立ての取扱い

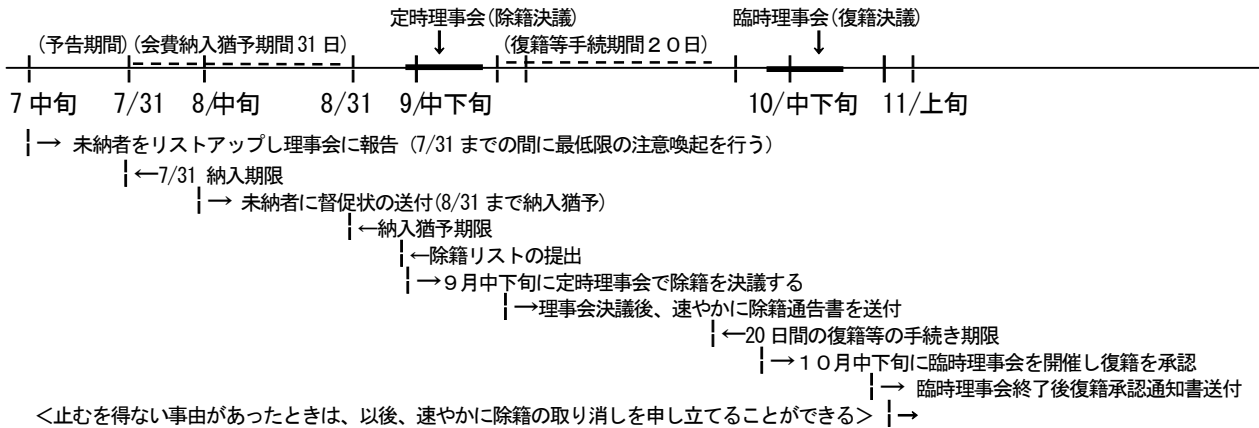
- 1 被除籍者が、前項の通告後に会費を延滞する止むを得ない事由を述べて除籍の取消と復籍若しくは退会を求める申立てをしたときは、会長は速やかに理事会を招集してその申立ての裁決を付議する。
- 2 理事会は当該申立ての諾否を裁決し、その申立てを承諾するときは復籍若しくは退会を承認して除籍リストから削除する旨の決議をし、拒否するときは却下する。この場合において、その結果を本人に通知する。

附 則

- 1 この取扱規準は、理事会の決議により改廃できる。
- 2 この取扱規準は、2010年4月1日より適用する。

＜除籍手続き等の基本的なタイムスケジュール＞

- Step-1 ・未納者リストの作成： 毎年度7月中旬（会計担当者が作成）
 ・会費納入期限： 毎年度7月31日
- Step-2 ・督促状送付日： 毎年度8月中旬
- Step-3 ・会費納入の猶予期限： 毎年度8月31日（1箇月の猶予期間）
- Step-4 ・定例理事会（除籍決議）： 毎年度9月中下旬に開催
- ⑤ 除籍通告書の送付： 除籍決議後、速やかに送付（投函）する
- ⑥ 復籍手続き受付期限： 除籍通告書の発行日から20日を経過した日（郵送期間を含める）
- ⑧ 臨時理事会（復籍の承認）： 復籍受付期限経過後、速やかに開催
- ⑨ 復籍承認通知書の送付： 理事会の復籍承認決議後、遅滞なく送付



付属資料

＜規 01-8＞より抜粋

書 式

※ この書式は基本を示すものであり、用紙のサイズ等により実務担当者が正式な書面としての体裁を整えて作成するものとする。

- 書式-4 督促状
- 書式-5-1-A 除籍通告書
- 書式-5-1-B 除籍通告書
- 書式-5-2 除籍再通告書
- 書式-6 復籍申込書
- 書式-7 復籍承認通知書
- 書式-8 退会承認通知書

会費納入に関する重要なお知らせ

〇〇〇〇 様

前略

さて、今年度年会費納入期限の7月31日を過ぎておりますが未だ貴方の年会費が納入されておられません。会費未納のまま放置されますと定款第14条第1項により除籍処分となります。会員として入会を継続する意思がおありのときは、至急年会費を所定の口座に振り込んでください。なお、同条同項の但し書きには「やむを得ない事由がある場合はこの限りでない」と規定されておりますので、その事由がある場合はその旨を支部長に申し出てください。

また、退会される場合は4月から8月までの月割り年会費を納付し、会長宛に任意書式の書面による退会届けを、所属する支部の連絡事務所に郵送又はメールかFAXで提出して退会の手続きをお執りください。

つきましては、いずれの場合も2000年8月31日を期限とし、この猶予期間内にいずれの措置も執られないときは、除籍となりますのでご承知置きください。

なお、すでに振込手続をされた後にこのお知らせが届いた場合は、御容赦ください。

草々

振込先と金額は下記の通りです。

記

- ・郵便振込口座 00120-6-151559
- ・口座名義 日本音響家協会
- ・請求金額 (正会員) 8,000円
(準会員) 10,000円
- ・退会する場合の月割り清算金額
(正会員) 3,330円 (月割額 666円×5箇月)
(準会員) 4,415円 (月割額 883円×5箇月)
- ・納入期限 2000年8月31日付け有効

以上

2000年8月15日

一般社団法人日本音響家協会
会計担当理事*

〇〇〇〇〇 会計印

※ この通知は、会計担当者が取り扱うため、会計担当の記名押印とする。印は「会計印」又は会計「個人印」とする。

<会費未納で除籍するとき>

（通告A）

（文書番号）

除 籍 通 告 書

〇 〇 〇 〇 〇 殿

貴殿は、20 年度会費未納に付き督促状を送付いたしましたが、未だ納入されておらずかつ任意退会の手続きも執られておりません。したがって、一般社団法人日本音響家協会定款第14条（除籍及び復籍）第1項（会費の未納）の規定により、理事会が除籍を決議して除籍となりましたので通告いたします。

なお、この決定に対し同条第2項（復籍）と定款施行細則第21条（復籍の申出）により復籍申込書に延滞した事由を記し、年会費の所定の郵便振替口座への振込領収書（またはコピー）を添付して、20 年 月 日^{（注-1）}迄に、復籍を申し出て、会長が正当な事由と認めたときは理事会の決議により復籍できます。この手続きを執られない場合は、除籍が確定します。

なお、この間に必要な手続きが執れない止むを得ない事由があるときは、除籍が確定した後に、その旨を貴殿が所属する支部の支部長に、電話などによる口頭若しくは電磁的方法（メール若しくはFAX）又は書簡にて申し出てこの除籍の取消を申し立てることができます。支部長が申立に理があると認められた時は理事会に諮り、理事会が裁決をして承認したときはこの除籍を取り消し、復籍が認められます。

以上、定款第14条第1項本文後段及び定款施行細則第20条（除籍の通知）第1項（通告書の送付）の規定、並びに一般社団・財団法人法第30条（除名）第2項（通知）の規定に準じ、この書面を以て通知します。

なお、この決定により当協会の会員としての権利及び資格を全て喪失し、貴殿の未履行の債務について当協会が留保するとともに、爾後、会員としての資格称号を前歴としても使用してはならないものとします。

20 年 月 日^{（注-2）}

一般社団法人 日本音響家協会
会長 〇 〇 〇 〇 会長印

<注-1> 発行日から起算して20日後の日付

<注-2> 発行日（復籍手続期限の起算日）

<退会届を提出して会費未清算で除籍するとき>

（通告B）

（文書番号）

除 籍 通 告 書

〇 〇 〇 〇 〇 殿

貴殿は、20 年度会費未納に付き督促状を送付いたしましたところ、退会届を提出されましたが、未だ会費の清算納入がされておりません。したがって、一般社団法人日本音響家協会定款第14条（除籍及び復籍）第1項（会費の未納）の規定により、理事会が除籍を決議して除籍となりましたので通告いたします。

なお、20 年 月 日^{（注-1）}迄に、退会時の月割り年会費を所定の郵便振替口座へ振込み、その旨を書面又はメール若しくはFAXにて御連絡いただければ退会届が受理され、退会することができます。

この手続きを執られない場合は、退会届が受理されず除籍が確定します。

なお、この間に必要な手続きが執れない止むを得ない事由があるときは、除籍が確定した後に、その旨を貴殿が所属する支部の支部長に、電話などによる口頭若しくは電磁的方法（メール若しくはFAX）又は書簡にて申し出てこの除籍の取消を申し立てることができます。支部長が申立に理があると認めた時は理事会に諮り、理事会が裁決をして承認したときはこの除籍を取り消し、退会が認められます。

以上、定款第14条第1項本文後段及び定款施行細則第20条（除籍の通知）第1項（通告書の送付）の規定、並びに一般社団・財団法人法第30条（除名）第2項（通知）の規定に準じ、この書面を以て通知します。

なお、この決定により当協会の会員としての権利及び資格を全て喪失し、貴殿の未履行の債務について当協会が留保するとともに、爾後、会員としての資格称号を前歴としても使用してはならないものとします。

20 年 月 日^{（注-2）}

一般社団法人 日本音響家協会
会長 〇 〇 〇 〇 会長印

<注-1> 発行日から起算して20日後の日付

<注-2> 発行日（復籍手続期限の起算日）

<除籍通告書に添付する参考資料>

(除籍通告書添付資料)

適用する定款、定款施行細則、一般社団・財団法人法の各規定

<一般社団法人日本音響家協会定款(抜粋)>

(除籍及び復籍)

第14条 会員が、第10条第1項の会費を期限までに納入しないときは、理事会の決議により当該会員を除籍するとともに本人にその旨通知するものとする。但しやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

2 第1項により除籍された会員は、所定の手続きにより復籍を申し出ることができる。

3 第2項の申し出をした会員は、理事会の決議により復籍する。

<定款施行細則(抜粋)>

(除籍の通知)

第20条 定款第14条第1項及び本細則第18条第2号により除籍した当該会員に対し除籍通告書を送付して通知する。

2 前項により送付した通告書が……(以下略)

(復籍の申し出)

第21条 前条第1項により除籍通告を受けた会員が、定款第14条第2項による復籍を申し出るときは、所定の口座に未納会費を振り込み当該振込領収書の写しを、所定の復籍申込書に添えて会長に提出するものとする。

2 前項の手続きは、いずれも除籍通告書を受領した日から2週間以内に行わなければならない。

3 第2項による申し出が正当であると認められるとき、会長は理事会の決議により当該申し出人を復籍することができる。

<一般社団・財団法人法(抜粋)>

(除名)

第30条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合において……(以下略)

2 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもって当該社員に対抗することができない。

（文書番号）

除 籍 再 通 告 書

〇 〇 〇 〇 〇 殿

貴殿は、20 年度会費未納に付き納入の督促状を送付しましたが、期日までに納入がありませんでした。そのため定款の定めにより理事会が除籍の決議をして除籍通告書を送付し、退会若しくは復籍の執るよう促したところ、退会届を提出されましたが、なお期日までに会費の清算が行われませんでした。したがって退会届は受理されず、一般社団法人日本音響家協会定款第14条（除籍及び復籍）第1項（会費の未納）の規定に該当し、理事会が除籍を再決議して除籍が確定しましたので通告いたします。

なお、この間に定款第14条第1項但し書きの会費の納入を延滞する止むを得ない事由があったときは、この除籍の取消を申し立てることができます。

申立の窓口は、貴殿が所属する支部の支部長で、電話などによる口頭若しくは電磁的方法（メールまたはFAX）又は書簡にて相談してください。支部長が、理があると認めたときは申立を理事会に諮り、理事会が裁決して申立を承認したときは、除籍を取り消し退会することができます。

以上、定款第14条第1項本文後段及び定款施行細則第20条（除籍の通知）第1項（通告書の送付）の規定、並びに一般社団・財団法人法第30条（除名）第2項（通知）の規定に準じ、この書面を以て通知します。

なお、この決定により当協会の会員としての権利及び資格を全て喪失し、貴殿の未履行の債務について当協会が留保するとともに、爾後、会員としての資格称号を前歴としても使用してはならないものとします。

20 年 月 日

一般社団法人 日本音響家協会

会長 〇 〇 〇 〇 会長印

（文書番号）

復籍承認通知書

〇〇〇〇 様

貴方の提出された、20**年**月**日付の復籍申込書を受理して理事会が除籍を取り消して復籍を承認し、会員として継続が認められましたのでその旨通知いたします。

引き続き協会員として規則等の遵守と音響家としての技能向上並びに協会の発展に資するための精進とご尽力をお願いします。

20〇〇年〇〇月〇〇日

（一社）日本音響家協会
会長 〇〇〇〇 印

(文書番号)

退会承認通知書

〇〇〇〇 様

貴方の提出された、20**年**月**日付の退会届
を受理して理事会が除籍を取り消し、退会を承認
致しましたのでその旨通知いたします。

2000年00月00日

(一社) 日本音響家協会
会長 〇〇〇〇 印